

## 震災に伴い営業所を移転した場合の手続

地震による社屋倒壊、社屋が原発の避難区域にある等によって従来の所在地で営業ができないが

- ・別の場所に仮移転して営業を継続している

かつ

- ・従来の所在地に戻って営業する意思がある 場合

⇒「仮移転報告書」の提出によって、元の営業所において営業を行っているとはみなされる

※特例の対象となるのは、既に提出のあった建設業者に限られます（新たな適用はありません）。

※仮移転先の営業所において経營業務の管理責任者及び専任技術者を設置することが必要です。

### 仮移転報告書の提出後

従前の所在地で営業を再開した場合



- ・営業所復旧報告書

を提出する。

仮移転先へ正式に移転した場合



- ・変更届出書
- ・営業所移転等報告書

を提出する。

仮移転先情報に変更があった（仮移転先を再度移転した等）場合



- ・仮移転先報告書

を提出する。

廃業する場合（許可要件を満たさなくなった場合を含む）



- ・廃業届
- ・営業所移転等報告書

を提出する。